

講演会

「障害者差別解消法」

— 共生社会の実現をめざし、
成立までの経緯と法律の概要、今後の展望を解説 —

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別を禁止し、合理的な配慮を行うことが事業者に求められています。高齢社会が進み、高齢者やおからだの不自由な方の社会参加が一層進む昨今、各事業者に適切な対応をしていただくためには、正しく法律を理解する必要があります。第一部ではどのようなことが「不当な差別的取り扱い」にあたるのか。求められる「合理的な配慮」とは。「障害者差別解消法」について、成立の背景や概要を中心に解説いたします。

アビリティーズは、2001年に全国の主要な障害者団体等と連携し、法律制定をめざして、「全国ネットワーク」を組織し、国会内外で運動を展開してきました。法律は2013年に国会で成立し、2016年4月施行されました。

この「障害者差別解消法」について現場でどのような対応をすることが、本当の意味での「差別をなくすこと」につながるのかを第2部では考えていただきます。法律では合理的配慮が求められていますが、これを考えるうえで必要なことは障害理解と実質的平等です。障害にもさまざまな種類があり、その特性や実態に応じた合理的配慮をどのように提供していくのか、は大きな課題です。

法律の趣意や政府の取り組み、また、社会全体に徐々に始まっている変化についてお話しするとともに、「自分も配慮を必要とする人になるかもしれない」という気づきを持ちながら、障害のある方への接し方・対応の仕方を考えていただきます。

日程：2018年7月11日（水）17:30～18:30

会場：アビリティーズ・ケアネット(株)泉州営業所（裏面地図参照）
（大阪府和泉市府中町6-11-19）

参加費：無料

定員：30名(事前にお申込みください)



講師：伊東弘泰

NPO法人日本アビリティーズ協会会長
アビリティーズ・ケアネット株式会社 代表取締役会長兼社長
（一社）障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク会長
元内閣府・障害者政策委員会 差別禁止部会副部会長／元・早稲田大学客員教授

1歳でポリオに罹り下肢マヒとなる。1966年早稲田大学商学部卒業。障害を理由に100社以上に就職試験を断られたことから心身に障害のある人々の自立生活と社会参加を実現する「アビリティーズ運動」を開始。「保障よりも働くチャンス」「世の中に無能力者はいない、あるのは能力者だけだ」をスローガンに、大学卒業後、日本アビリティーズ協会（現・特定非営利活動法人）を設立。同年、心身に障害のある人々の働く場作り、就労、雇用促進をめざし、株式会社による重度障害者雇用企業、本アビリティーズ社（現・アビリティーズ・ケアネット(株)）を設立した。

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、

FAX.0725-47-1131 に送信下さい。

7月11日（水） 障害者差別解消法講演会 参加申込書

講演会終了後、日頃の皆様のご尽力に対するお礼と親睦を深める目的で懇親会を計画しております。いろいろな業界・業種の方々でざっくばらんにお話できる場といたしたく、お気軽にご参加いただければと存じます。ご参加される皆様におかれましては、下記「懇親会」欄の出席の文字に○印をお願い致します。

ふりがな		電話	
お名前		FAX	
		E-mail	
ご住所	(ご自宅・勤務先) 〒		
勤務先名称		部署・役職	
懇親会	ご出席	・	ご欠席

◆個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、講演会のご案内、受付以外の目的には使用いたしません。
なお、取得・保有した個人情報につき適切な保護措置を講じます。

講演会会場案内

アビリティーズ・ケアネット(株)
 泉州営業所 ショールーム

住所：大阪府和泉市府中町6-11-19
 電車：JR阪和線「和泉府中駅」より
 徒歩10分
 TEL：0725-47-1151



※ 駐車場に限りがあります。なるべく公共の交通機関をご利用下さい。